

滞納整理課からのお知らせ

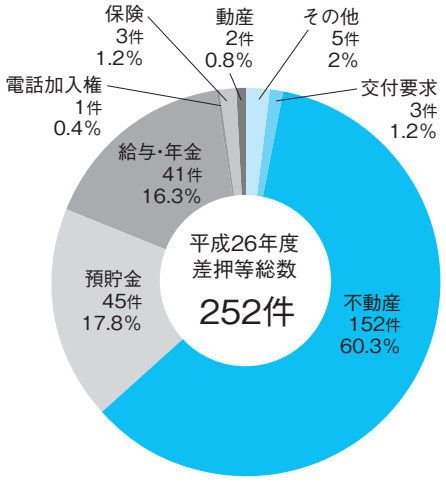
問い合わせ
TEL: 0222415212632
FAX: 0222415212621

当組合では、市町税（国民健康保険税を含む）滞納額の縮減と税負担の公平性確保のため、滞納税の徴収体制を強化することを目的として、平成17年度から滞納整理課を設置し、滞納整理事務の一部を共同で処理しています。

平成26年度は 1億4800万円を徴収

滞納整理課設置から10年目となる平成26年度は353件（滞納額3億2700万円）の移管を受け、滞納者からの自主納付のほか、差押・公売を中心とした滞納処分を行ったことにより、過去最高となる1億4800万円を徴収しました。

10年間の累計徴収額は10億3970万円に達しています。



高額・悪質滞納者は 強制徴収

当課では仙南2市7町から移管を受けた高額・悪質な滞納案件について、滞納者の財産等を調査のうえ、担保（抵当権設定等）を徴しての自主納付に加えて、給与・年金、預貯金、生命保険、家賃等の債権や不動産の差押、差押財産の公売（一般公売・インターネット公売）などの滞納税を強制的に徴収する滞納処分を行い、滞納額の縮減に努めています。

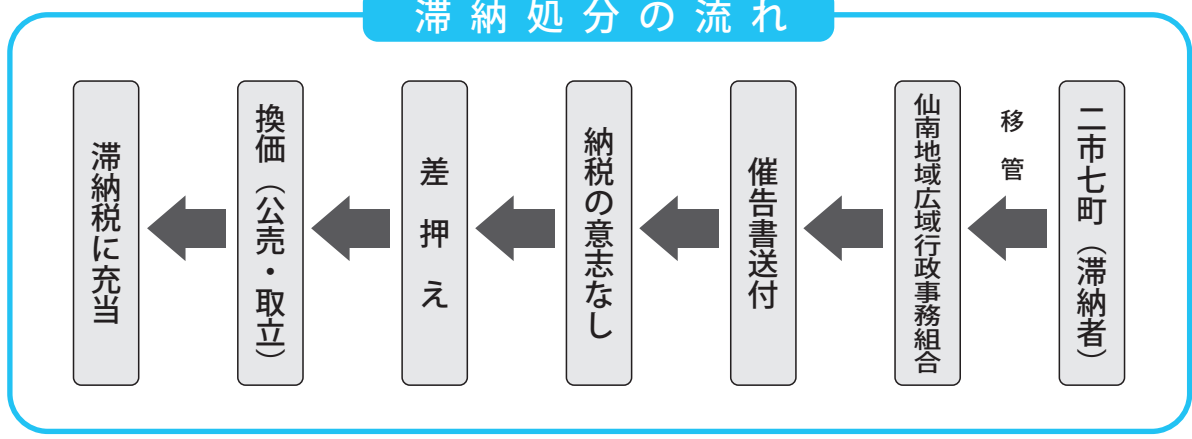


税は自主納税が 基本です

市町からの再三にわたる督促や催告にもかかわらず、納付を怠っている方や分納誓約をしても誠実に履行していない方などは組合移管の対象になりますので、諸事情により納付が困難な方は、移管される前に市町の税務担当課窓口で納税についてご相談ください。税金は各種行政サービスの財源となるものです。

税の果たす役割をご理解いただき、自主納税に努めていただくようお願いいたします。

滞納処分の流れ



広告